

横浜市都筑スポーツセンター
指定管理者選定委員会
選定結果報告書

令和3年9月

1 経緯

横浜市都筑スポーツセンターの指定管理者の選定にあたり、横浜市都筑スポーツセンター指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）は、応募者から提出された応募書類及びプレゼンテーション等を受けて審査を行いました。

このたび、審査が終了し、指定管理者の候補者（以下「指定候補者」という。）を選定いたしましたので、次のとおり選定結果を報告します。

2 選定対象施設

横浜市都筑スポーツセンター

3 選定委員会委員

| | | |
|-----|--------|--------------------------------|
| 委員長 | 石黒 えみ | (亜細亜大学経営学部ホスピタリティ・マネジメント学科准教授) |
| 委員 | 秋山 まゆみ | (税理士) |
| | 志田 政明 | (都筑区青少年指導員連絡協議会会長) |
| | 森 芳則 | (都筑区スポーツ推進委員連絡協議会会長) |
| | 横手 美枝子 | (都筑区連合町内会自治会地域活性部会) |

4 指定管理者の候補者選定の経過

| 経過項目 | 日程 |
|------------------------------|----------------------------------|
| ◆第1回選定委員会（傍聴人：2人） | 令和3年4月23日（金） |
| 公募要項の配布（ホームページにて公表） | 令和3年5月11日（火）から 令和3年6月30日（金）まで |
| 応募説明会 ※申込は、令和3年5月19日（水）まで | 令和3年5月24日（月） |
| 公募要項等に関する質問受付（1団体、6問） | 令和3年5月28日（金）から 令和3年6月4日（金）まで |
| 公募要項等に関する質問回答 | 令和3年6月16日（水） |
| 応募書類の受付期間（1団体より提出） | 令和3年6月24日（木）から 令和3年6月30日（水）まで |
| ◆第2回選定委員会（傍聴人：4人） | 令和3年8月16日（月） |

（◆は選定委員会）

5 選定にあたっての考え方

選定委員会では、あらかじめ定めた「指定管理者評価基準項目」に従って、応募者から提出された応募書類を審査し、指定候補者を選定しました。

選定にあたっては、応募書類の内容審査及び公開プレゼンテーション（発表及び質疑）を行いました。

た。

なお、評価は、各選定委員が117点満点で採点した上で、その合計点を選定委員会の点数とし、合計点が最も高い団体を指定候補者としました。

応募団体が1団体のみの場合であっても、選定委員会の定める基準に満たないときは、指定候補者として選定されないこととし、最低制限基準を満点の117点から「加減点項目」を除いた107点の合計点の60%以上としました。今回は、選定委員5名のうち4名が出席したため、最大点数428点の60%である257点を最低制限基準としました。

<表>評価基準項目

| 項目 | 審査の視点 | 配点 |
|--------------------------------|--|----|
| 1 団体の状況（様式8） | | 9 |
| (1) 施設の管理運営の基本方針 | 本市の行政課題及び施策を踏まえた施設管理の基本方針について示されているか。 | 3 |
| (2) 基本方針を実施する為の目標及び実施策 | 基本方針を踏まえた当該施設分野等の目標及び実施策について示されているか。 | 3 |
| (3) 安定的な経営体力と適正な経営情報開示（経営の透明性） | 天災等の発生後も安定的な施設の管理運営を行うことが可能な経営体制、経営体力、適正な経営の情報開示（透明性）、類似施設の管理実績について示されているか。 | 3 |
| 2 施設の平等・公平な利用の確保（様式9） | | 8 |
| (1) 公共性・公平性に基づいた利用の確保 | 誰もが平等・公平に利用できる仕組みづくりと、多様な利用者への配慮について示されているか。 | 4 |
| (2) 障害者の利用支援に関する取組 | 障害者の利用支援に対して、具体的な提案が示されているか。 | 4 |
| 3 施設の効用の最大限発揮（様式10） | | 24 |
| (1) 利用者本位のサービス提供・利用者の支援 | 利用者の利便性向上のための新たな取組（キャッシュレス決済等）を実践・実行できる体制について示されているか。貸切、個人の利用者に対しての支援策について示されているか。 | 6 |
| (2) 広報・利用促進活動 | 実現可能な広報・利用促進策を有している。魅力ある教室の開催やイベント等によって、集客力を向上させる計画が示されているか。 | 6 |
| (3) スポーツ教室等の計画 | 具体性のあるスポーツ教室等の事業計画及び想定スケジュールが示されているか。 | 4 |
| (4) 自主事業の計画 | 利用者の多様なニーズに対応し、サービス向上に資する、具体的な自主事業計画を示されているか。 | 4 |
| (5) 業務履行体制 | 安全かつ効率的に業務を履行できる体制について示されているか。 | 4 |

| | | |
|---|---|----|
| 4 本市の重要施策を踏まえた取組（様式 11） | | 6 |
| (1) 個人情報保護・情報公開、人権尊重、環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組 | <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護の取組に具体性があるか。情報公開への取組が適切であるか。 ・ヨコハマ 3 R 夢プラン、人権尊重、男女共同参画推進など横浜市の重要施策を踏まえた、取組となっているか。 ・市中小企業振興基本条例の趣旨を踏まえた取組となっているか。 | 6 |
| 5 管理運営経費（様式 12） | | 22 |
| (1) 利用料金等収入増への取組 | 利用料金等の収入計画が適切であり、増収策が具体的、効果的であるか。 | 8 |
| (2) 施設の課題等に応じた費用配分 | 利用者サービスのための経費や修繕費への配分など、施設の特長や課題に応じた、費用配分となっているか。 | 8 |
| (3) 適正な委託・調達・雇用 | 業務委託内容及び金額、事業者選定方法の計画について示されているか。 | 4 |
| (4) 指定管理料の額 | 指定管理料の設定は、区が想定した金額以下となっているか。 | 2 |
| 6 施設管理（様式 13） | | 10 |
| (1) メンテナンス及び環境保持・環境配慮 | 施設の点検、清掃、外構植栽の管理等の予算について示されているか。また、地球温暖化対策等について示されているか。 | 5 |
| (2) 修繕等への取組 | 施設の安全確保及び長寿命化の観点から、適切かつ積極的な修繕計画及びその予算が示されているか。建築局が実施する劣化調査や二次点検等を考慮し、優先的に行うべき修繕等に対応可能な計画となっているか。 | 5 |
| 7 安全管理（様式 14） | | 6 |
| (1) 平常時の体制 | 安全・安心に利用できる体制について示されているか。また、事業体全体の危機管理体制について示されているか。 | 3 |
| (2) 緊急時の体制 | 緊急時の体制及び救急体制について示されているか。また、補償体制について示されているか。 | 3 |
| 8 地域との協力（様式 15） | | 14 |
| (1) 地域支援 | 地域におけるスポーツ振興事業の取組について具体的に示されているか。 | 7 |
| (2) 地域連携・地域貢献 | 地域連携や地域貢献に対する取組について具体的に示されているか。 | 7 |
| 9 モニタリング（様式 16） | | 3 |
| (1) 自己評価・第三者評価 | 事業の評価を実行するとともに、PDCAマネジメント等の事業改善策について示されているか。 | 3 |

| | | |
|----------------------------------|---|-----------|
| 10 新型コロナウイルス感染症等の対策に関する取組（様式 17） | | 5 |
| (1) 新型コロナウイルス感染症等への対応 | <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に係る具体的な取組や考え方が提案されているか。（具体的感染防止対策、教室事業等実施時の工夫、料金収入減に対する対応策等） ・with/after コロナを見据えた施設運営、事業展開の方針が示されているか。 | 5 |
| 合計 | | 107 |
| 11 加減点項目 | | |
| (1) 市内中小企業等であるか | <p>市内中小企業等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内中小企業 ・中小企業等協同組合法第 3 条に規定する事業協同組合、事業協同小組合及び信用協同組合のうち、市内に住所を有する者 ・地域住民を主体とした施設の管理運営等のために、地域住民を中心に設立された団体 <p>※共同事業体の場合は、代表団体が市内中小企業等であること。</p> | 5 |
| (2) 前期の管理運営の実績（現在の指定管理者のみ） | <p>指定管理者として選定された際に提案した内容の実施状況及び新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を踏まえて実施した事業上の工夫等、実績が良好であるか。</p> | -5 ～+5 |

6 応募者の制限の確認

指定管理者公募要項に定める応募条件等について、欠格事項に該当しないことを確認しました。

次に該当する団体は、応募することができません。

- (1) 法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税等の租税を滞納していること
- (2) 労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）への加入の必要があるにもかかわらず、その手続きを行っていないもの
- (3) 会社更生法・民事再生法による更生・再生手続中であること
- (4) 指定管理者の責に帰すべき事由により、2年以内に指定の取消を受けたものであること
- (5) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定により、横浜市における入札参加を制限されていること
- (6) 選定委員が、応募しようとする団体の経営または運営に直接関与していること
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団経営支配法人等（横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号）第 2 条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。）であること
- (8) 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていること（仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みでないこと）

7 応募団体

公益財団法人横浜市スポーツ協会

8 選定結果

選定委員会において、厳正な審査を行った結果、次の団体を指定候補者と決定しました。
各候補者の得点は、別添の指定管理者評価基準項目別評価結果を参照してください。

横浜市都筑スポーツセンター

| 順位 | 団体名 |
|-------|-----------------|
| 指定候補者 | 公益財団法人横浜市スポーツ協会 |

9 審査講評

- ・当団体は地域への理解が高く、施設についても熟知しているうえ、これまでの管理運営の実績については利用者によく評価されており、安定した運営ができると考える。一方で、利用者増のための取組事項など、提案における具体性や根拠に不十分な部分があった。
- ・団体の母体が大ききこともあり、バックアップ体制が整備されている印象である。
- ・財務については、役員（監事）に大手税理士法人代表役員をおいているうえ、公認会計士の外部監査を受けていることなどから、厳格な会計監査が行われていると思われる。また、減収したものの正味財産は増加しており、税金の未納もなく、財務状況に特段の問題は見られない。
- ・研修内容が5年間変わっていないため、新しい視点や項目を取り込んでいくことが望ましい。
- ・立地面の難しさについては、よく理解していると思われる。派遣事業の充実や他の施設との連携強化、オンラインの活用等、立地を意識した集客を今後期待したい。
- ・近年子どもの体力低下が課題となっているため、それらを解消していくような事業の実施も期待したい。

10 添付資料

指定管理者評価基準項目別評価結果